

○ 「公認会計士事務にあたっての留意事項について（ガイドライン）」 新旧対照表 （傍線部分及び二重傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 <u>監査法人等関係</u></p> <p>(1) 氏を改めた者の記載方法</p> <p>公認会計士法施行規則（平成 19 年内閣府令第 81 号）第 20 条第 1 項の届出書若しくは同令第 21 条第 1 項の届出書又は同令第 60 条の申請書若しくは同令第 65 条第 1 項の<u>変更登録申請書又は同令第 83 条の申請書若しくは同令第 88 条第 1 項の変更登録申請書</u>に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下(1)において同じ。）を記載できる者は、公認会計士名簿（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 17 条に規定する公認会計士名簿をいう。）又は特定社員名簿（法第 34 条の 10 の 8 に規定する特定社員名簿をいう。）に旧氏を記載するための申請を行っている者とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> 業務報告書の追完</p> <p>監査法人は、公認会計士法施行規則別紙様式第 2 号記載上の注意一. 1. 本文の規定により業務報告書（法第 34 条の 16 第 2 項に規定する業務報告書をいう。以下(4)及び(5)において同じ。）に記載することとされている説明書類（法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する説明書類をいう。以下(4)及び(5)において同</p>	<p>2 <u>監査法人関係</u></p> <p>(1) 氏を改めた者の記載方法</p> <p>公認会計士法施行規則（平成 19 年内閣府令第 81 号）第 20 条第 1 項の届出書若しくは同令第 21 条第 1 項の届出書又は同令第 60 条の申請書若しくは同令第 65 条第 1 項の<u>変更登録申請書</u>に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下(1)において同じ。）を記載できる者は、公認会計士名簿（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 17 条に規定する公認会計士名簿をいう。）又は特定社員名簿（法第 34 条の 10 の 8 に規定する特定社員名簿をいう。）に旧氏を記載するための申請を行っている者とする。</p> <p>(2)・(3) [同左]</p> <p>[新設]</p>



イ 法第 34 条の 26 第 1 項の有限責任監査法人登録簿は、公認会計士法施行規則別紙様式第 3 号による登録申請書の第 2 面から第 4 面までにより作成するものとする。

ロ 法第 34 条の 34 の 3 の上場会社等監査人名簿は、公認会計士法施行規則別紙様式第 19 号の第 2 面又は同令別紙様式第 20 号の第 2 面から第 4 面までにより作成するものとする。